

1 学校としての基本姿勢

○いじめは重大な人権侵害行為であり、決して許されるものではない。

○いじめはどこでも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、いじめ対策推進教員を中心として組織で対応する。

2 対策方針の基本的な考え方

いじめ問題に迅速且つ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめはどの学校、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童に対して、いじめに向かわせないための未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。必要に応じて関係機関と連携し、問題解決に向けて迅速且つ粘り強く対応していく。

3 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

①いじめ防止基本方針の策定

②組織の設置

- ・いじめ問題への組織的な取り組みをするため、管理職、いじめ対策推進教員、生活指導主任、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、学校生活支援員等からなる「いじめ対策部会」を特別支援委員会の中に設置する。
- ・重大事態への対応の組織として、上記委員会をもとに事案に応じた委員による「緊急いじめ対策部会」を設置する。

(2) いじめ防止

①学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

・学級経営の充実

学校生活についてのアンケートを毎月実施し、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。また、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

・道徳教育の推進

道徳の授業および全ての教育活動を通して、人権尊重や思いやりの心を育てる。また、児童の自己肯定感を高める。

・異学年交流の実施

なかよしタイム、交流給食などを通して、人とのかかわる力を育てる。

- ・地域とのつながり

貫井雛子、畑での野菜育てなど、地域の方々とのふれあいを通して、豊かな心を育てる。

- ・情報モラル教育の充実

情報モラル教室をはじめ、SNS 学校ルールをもとにした SNS 家庭ルールを各家庭と共に作成し、学年の発達段階に応じて情報モラルについての指導を行う。

②児童の主体的な活動の推進

代表委員会を中心に、よりよい学校生活を送るための取組を行う。

③教職員の指導力の向上

生活指導研修会を開催し、いじめに対する正しい理解、カウンセリング能力の向上、かかわり合いを深める指導などについて学び、力量を高める。

(3) いじめの早期発見・早期対応

①定期的ないじめの実態把握

- ・区の「ふれあい月間」(6月、11月、2月)に校内で「いじめアンケート」を実施し、実態を調査する。
- ・月に1回、その年度の児童の実態に合った学校独自のアンケートを実施し、いじめの未然防止、早期発見に努める。
- ・「いじめアンケート」の結果をふまえて、適時、相談日に児童との面談を行う。
- ・毎月行う生活指導部会または特別支援委員会において、児童の様子を掌握し、必要に応じて管理職に報告する。

②教育相談の充実

- ・教員、心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、学校生活支援員へ気軽に相談できるように体制を整える。
- ・保護者からの相談には、面談や家庭訪問により迅速かつ誠実な対応に努める。

③保護者・地域との連携強化および啓発運動の促進

- ・保護者会等でいじめの実態や学校の方針に関する情報発信、および情報モラル、SNS 学校ルールに関する啓発を行う。
- ・学校、保護者、地域が一体となっていじめに対応できるように、情報交換を密にする。

④いじめに対しての教員側の研修をする。

- ・年2回いじめ対策研修として「いじめ総合対策」の冊子を読み合う時間を設ける。

⑤生活指導夕会でそれぞれの学年・クラスの近況を報告しあう。

(4) いじめへの対処

①いじめられる側の児童への支援児童

- ・担任や他の職員が児童に寄り添い、事実関係を丁寧に聴取する。
- ・定期的に学校での様子を家庭に報告するなどして、保護者と一体になって支援する。

②いじめる側の児童に対する指導

- ・「いじめは絶対に許されない」ということを毅然とした態度で指導する。
- ・カウンセラーなどと連携して、いじめる側の児童の心の悩みを把握し、適切に指導する。
- ・保護者に事実を伝え、ともに児童を育てていく体制を作る。

③いじめの周辺の児童への指導

- ・傍観はいじめを助長していることに気付かせる。
- ・誰かにいじめを知らせる勇気をもつよう伝えていく。

④学校組織全体でのいじめへの対応

対応の手順

- ・事実確認（児童への聞き取り等）
- ・保護者への連絡・周知
- ・いじめの制止に向けた指導
- ・いじめを受けた児童、保護者への対応
- ・いじめを行った児童に対する指導、またその保護者への助言

校内の体制

- ・特別支援委員会のいじめ対策部会で対応を協議し、学校全体で情報を共有し、児童の様子を注意して見守っていく。
- ・教員、心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、学校生活支援員等が児童、保護者の相談にのるなどして支援する。

関係機関との連携

- ・教育委員会に報告し、指導助言を得て対応する。
- ・必要に応じて、関係機関と連携を図り対応する。

⑤重大事態への対処

- ・直ちに教育委員会に報告するとともに、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・いじめられた側の児童に寄り添うとともに、全ての児童が落ち着いて過ごせるように体制づくりをする。

⑥インターネット上でのいじめへの対応

- ・いじめられた側の児童を守るため、早期に対応する。
- ・いじめる側の児童へは、事実確認を行った上、適切に指導する。
- ・いじめる側の保護者へは、事実を説明し、指導内容を報告する。

- ・周辺の児童には、発信者としての責任を自覚するように指導する。
- ・掲示板管理者、ブログ制作者、サイト管理者、サービス提供者、プロバイダへの削除依頼を要請するとともに、検索結果から「キャッシュ」の削除を検索サイト運営会社に要請する。

⑦異校種間および関係機関との一層の連携

- ・小学校入学時に、幼稚園、保育園からの情報を得る。小学校卒業時に、中学校へ情報伝達を行う。また、入学後も情報交換を継続する。
- ・異校種間でのいじめに関わる情報交換を行う。
- ・教育相談室、適応指導教室、子ども家庭支援センター、学童クラブや児童館、児童相談所、警察等との情報共有を継続的に行う。

(5) 学校におけるいじめ防止の取組の点検

- ・学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを行う。
- ・学校評価をとおして教職員による評価を行い、その結果を基に改善する。
- ・児童・保護者のアンケートを通して、学校いじめ防止基本方針や設置した組織に対して定期的に評価する。